

合葬墓の貸付について

- 合葬墓名 上道墓園内の合葬墓
(合葬墓とは、多数の焼骨を共同で埋蔵する施設)
- 使用料 1体につき10,000円
(申請者が市内に住民票のない方は、15,000円)
- 申請資格者
 - ・岡山市に住民票のある方
 - ・岡山市に住民票はないが、本籍のある方
 - ・岡山市に隣接する市町に住民票のある方※岡山市に隣接する市町とは、倉敷市、玉野市、総社市、早島町、吉備中央町、美咲町、久米南町、赤磐市、瀬戸内市、備前市、香川県土庄町
 - ・死亡時に市民であった方の焼骨を所持している方
 - ・岡山市内の墓地又は納骨堂からお骨を改葬又は分骨する方
- 添付書類
 - ・申請者の本籍地及び筆頭者が記載されている住民票及び死亡している方の埋火葬許可証、改葬許可書・分骨証明書のいずれかが必要です。
- 申請方法 「合葬墓使用許可申請書」及び添付書類を市役所本庁舎2階の生活安全課に直接申請ください。
- 使用料の支払い 「合葬墓使用許可申請書」を生活安全課に申請いただくと納付書をお渡ししますので、使用料を納期限までに金融機関等で納付してください。
- 使用許可 納付できましたら、使用料の納入確認後、合葬墓使用許可証と納骨袋をお渡しします。
※納入された使用料は、還付できません。納付する前によく考慮して納付してください。
- 合葬墓 お渡ししました納骨袋に焼骨を収納し、使用許可証とともに上道墓園内の管理事務所(086-297-5935)に電話連絡したうえで持参してください。合葬墓への埋蔵は、職員が行います。埋蔵する場合の立会はできません(遺族の方が直接埋蔵することはできません)。
合葬墓の前でお参り・献花等を行うことはできます。
なお、骨壺は、原則、申請者で処理をお願いします。
- 焼骨の返却 いかなる場合も、返還できません。申請する前によく考慮して、申請ください。